

「三重県環境影響評価条例」の適用対象の拡大について

改正の方向性(案)

【参考資料】

令和8年4月

三重県

1 太陽光発電の導入状況

(1) 県内の太陽光発電施設の設置状況

- 三重県は良好な日照環境（年間日照時間全国 8 位）にあり、太陽光発電導入量は全国 7 位（令和 6 年度末時点で 290.8 万 kW）。
- 県内の太陽光発電施設数は約 11 万件。このうち、FIT/FIP 認定制度（固定価格買取制度等）の対象となる施設が約 10 万件。
- 県内のメガソーラー（発電出力 1 MW 以上）の設置件数は、令和 7 年 7 月時点で 391 件。

【参考：電源構成に係る割合】

- ・自然再生エネルギーの割合（全国と県内）
 - 全国 22.9% ※1
 - 県内 25.4% ※2（再生可能エネルギー導入量 全国 8 位 ※3）
- ・太陽光発電の割合（全国と県内）
 - 全国 9.8% ※1
 - 県内 15.9% ※2（太陽光発電導入量 全国 7 位 ※3）

※1：令和 5（2023）年度におけるエネルギー需給実績（確報） 資源エネルギー庁より
 ※2：令和 5（2023）年度三重県新エネルギービジョンにおける導入実績調査資料より
 ※3：令和 7（2025）年 3 月末時点 都道府県別認定・導入量 再エネ特措法情報公開ウェブサイトより

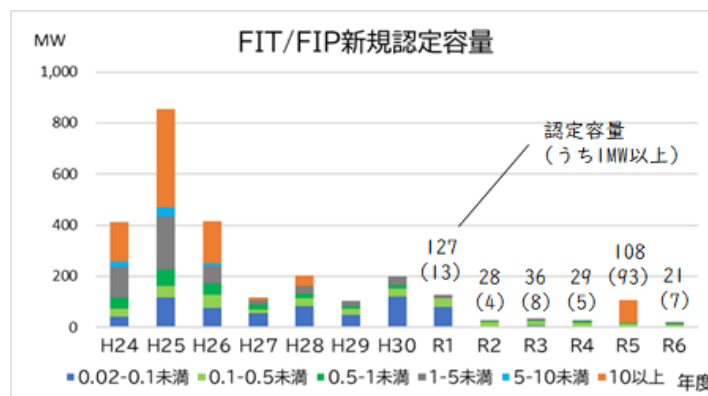
表 1 県内のメガソーラー（発電出力 1 MW 以上）設置件数 ※4

	件数
北勢	165
中勢	100
南勢	72
伊賀	45
東紀州	9
合計	391

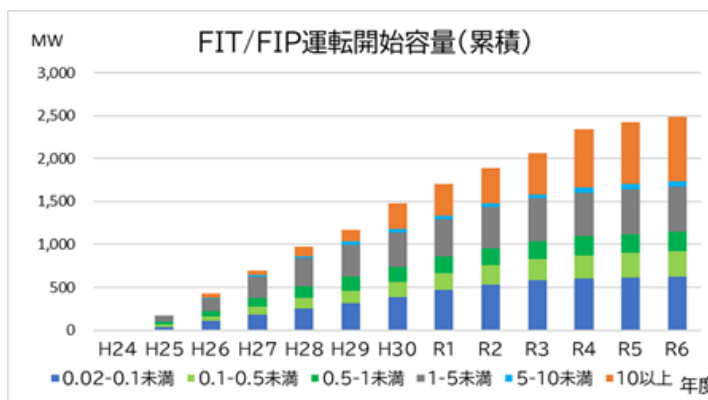
※4：資源エネルギー庁 事業計画認定情報 公表用ウェブサイトを基に作成

(2) FIT/FIP 認定制度における太陽光発電施設の状況

- ・ 県内の FIT/FIP 認定制度における太陽光発電施設の認定状況は令和 6 年度末で累計約 2,700MW、運転開始容量で累計約 2,500MWとなっている。
- ・ 令和以降、認定容量、運転開始容量ともにおおむね減少傾向である。
- ・ これまでの認定容量に占めるメガソーラー（発電出力 1MW 以上）の割合は 54%であり、令和以降に限っては 37%となっている。



※1件あたりの発電出力 (MW)



※1件あたりの発電出力 (MW)

図 1 FIT/FIP 認定制度における太陽光発電施設の認定容量及び運転開始容量の推移

表 2 FIT/FIP 認定制度における太陽光発電施設の運転開始容量

運転開始容量 (MW)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計	割合(%)
10以上	0	0	47	11	53	28	165	59	45	77	193	50	26	752	30
5-10未満	0	0	7	14	0	14	8	0	8	0	6	0	10	66	3
1-5未満	0	72	74	99	82	50	24	39	34	24	16	6	3	524	21
0.5-1未満	0	31	34	39	34	22	12	18	15	6	6	5	2	224	9
0.1-0.5未満	0	29	23	37	31	24	29	26	21	19	29	16	18	301	12
0.02-0.1未満	0	41	66	77	74	61	74	77	66	52	21	10	6	624	25
合計	0	173	250	274	273	198	311	219	189	179	270	87	64	2,489	100

(3) 森林区域における太陽光発電施設の状況

- ・ 林地開発許可について、平成 20 年代後半は太陽光発電関連の許可件数・面積が大きく増えたが、令和 3 年以降は減少傾向である。
- ・ これまでの許可面積に占める太陽光発電の割合は 63% であり、令和以降に限っても 50% を超えている。

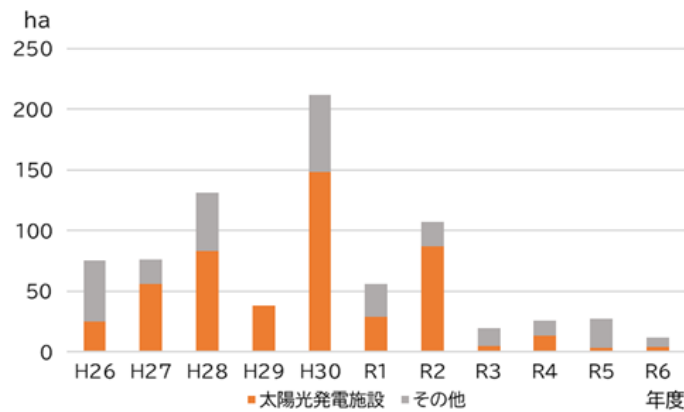


図 2 県内の林地開発許可面積の推移※

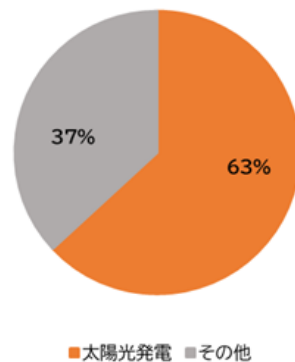


図 3 県内の林地開発許可面積に占める太陽光発電の割合 (平成 26 年度～令和 6 年度)※

表 3 県内の林地開発許可件数 (令和元年度～令和 6 年度) ※

開発面積\年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
5ha以上(うち太陽光)	4 (3)	7 (5)	2 (0)	2 (1)	2 (0)	0
1~5ha(うち太陽光)	10 (4)	4 (3)	3 (2)	4 (1)	2 (1)	5 (2)
0.5~1ha未満	-	-	-	-	0	0

令和 5 年 4 月 1 日以降、地域森林計画の対象民有林において、太陽光発電施設の設置を目的とした土地の形質変更を行う場合、0.5ha を超えるものについて許可が必要となったが、令和 5・6 年度の林地開発許可において、1ha 未満のものはない。

※林地開発許可制度において数値を把握できるため整理したもの

(4) その他地域における太陽光発電施設の状況

- 農地転用許可について、太陽光発電関連の許可件数・面積ともに令和元年をピークに減少傾向である。
- これまでの許可面積に占める太陽光発電の割合は46%となっている。

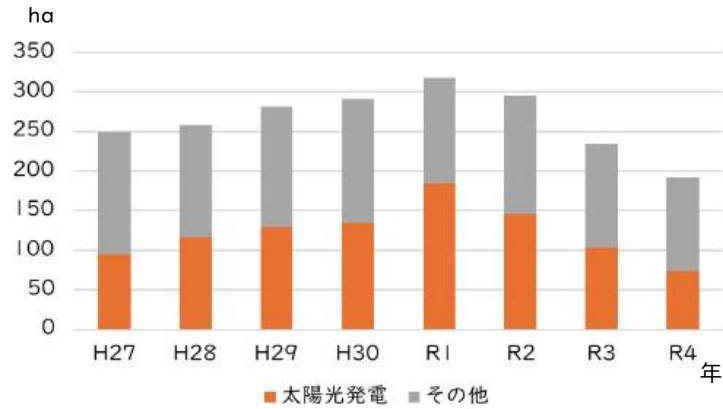


図4 県内の農地転用許可面積の推移※

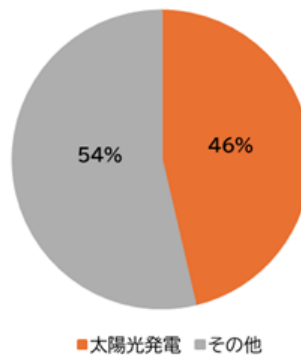


図5 県内の農地転用許可面積に占める太陽光発電の割合 (平成27年～令和4年)※

表4 県内の農地転用許可件数 (太陽光) (令和元年度～令和5年度)※

事業面積\年度	R1	R2	R3	R4	R5
5ha以上	2	3	0	0	1
1～5ha	7	13	2	5	5
1ha未満	1228	1170	522	556	875

※農地転用許可制度において数値を把握できるため整理したもの。

2 太陽光発電事業による環境影響の状況

(1) 太陽光発電施設に関する報道

- 令和8年2月20日の環境省による「太陽光発電事業等の環境影響評価に関する検討会（第2回）」の資料（第1回検討会から修正あり）によると、令和2年4月1日～令和7年11月27日までの新聞報道を分析した結果、環境紛争を生じている40事業が抽出された。
- 現行の法対象規模を下回る事業においても問題が発生していること、面積の大小にかかわらず問題が発生していることが示された。

また、抽出された40事業について、主な紛争の論点として、「土砂災害等の自然災害の発生」、「自然環境への影響」、「景観への影響」が挙げられた。

論点の整理結果 (n=40)

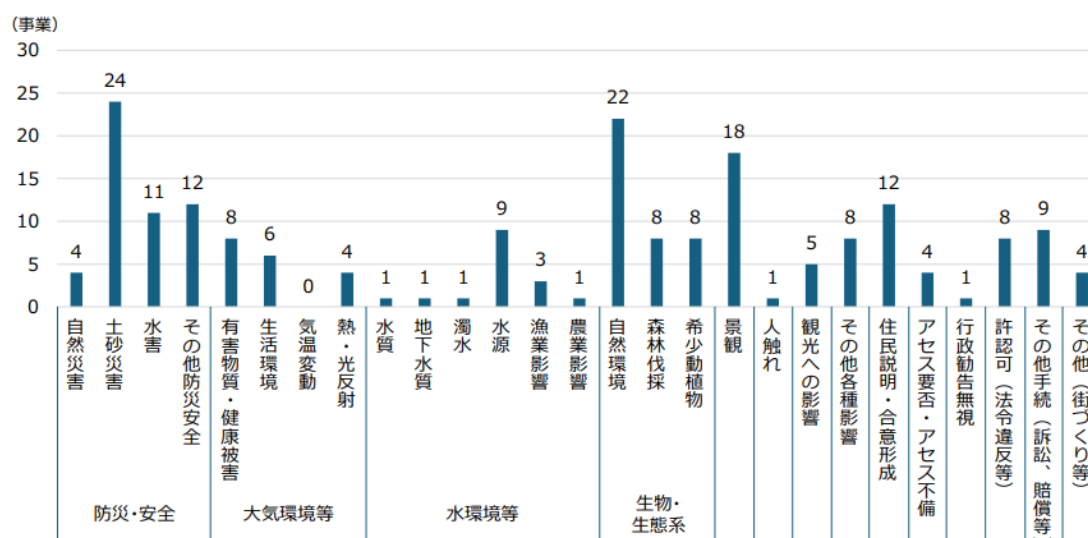


図6 太陽光発電施設に関する報道の分析（主な紛争の論点）

（出典：令和8年2月20日 第2回太陽光発電事業等の環境影響評価に関する検討会資料）

（参考）太陽光発電施設の設置に係る特有の環境影響

令和元年7月の環境影響評価法施行令改正時の中央環境審議会の答申では、太陽光発電事業特有の環境影響として、供用時におけるパワーコンディショナからの騒音と、太陽光パネルからの反射光による影響が挙げられている。

(2) 県民の声

- 太陽光発電施設に係る県民からの相談等の件数は、令和4年度から令和6年度までの3年間で277件。
- 雑草繁茂（71件（25.6%））や標識不備（30件（10.8%））、柵不備（23件（8.3%））など約45%が維持管理に関するものであり、次いで説明会の開催等に関するもの（27件（9.7%））が多くなっている。

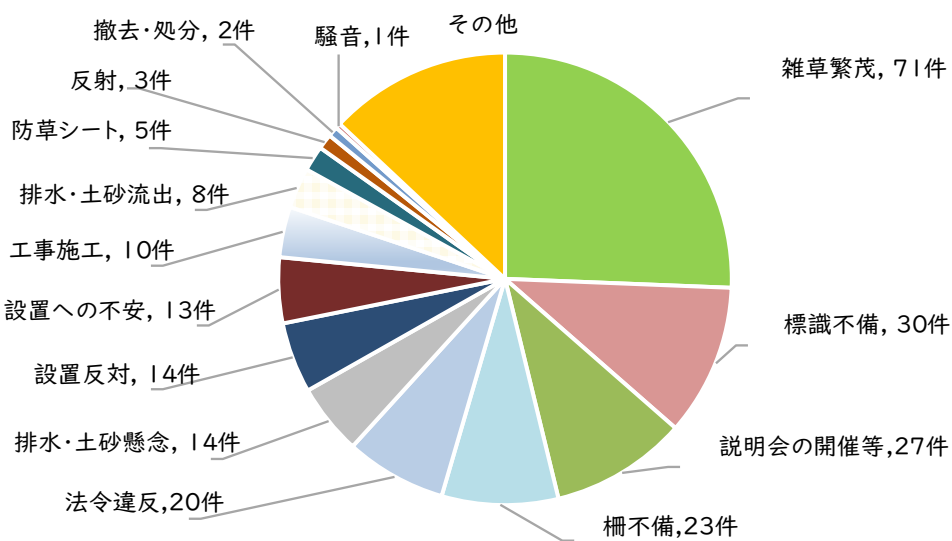


図7 太陽光発電施設に係る内容別相談等件数（令和4～6年度）

- また、昨今は森林を伐採してのメガソーラーの設置に対する懸念の声が挙がっている。

※ 県独自調査により、令和7年度においては、太陽光発電施設設置に関する相談・反対の声が37件ほど寄せられており、そのうち約半数の18件については森林伐採による懸念の声が含まれている。

3 環境影響評価制度とその運用状況等について

(1) 環境影響評価法

- 法では、規模が大きく環境影響の程度が著しいものになるおそれがある事業を対象としており、一定規模以上の太陽光発電施設の設置等を行う場合には、環境アセスメントの実施を求めている。
- 対象事業の規模要件は、出力が 40MW（面積 100ha 相当）以上を第一種事業、出力が 30MW 以上 40MW 未満を第二種事業と規定している。

(2) 三重県環境影響評価条例

- 条例では、太陽光発電施設の設置自体については対象事業としていないが、太陽光発電事業を行うにあたり一定規模以上の土地の造成を行う場合には、「宅地その他の用地造成の事業」として条例に基づく環境アセスメント又は簡易的環境アセスメントの実施を求めている。
- 対象事業としての環境アセスメントの規模要件は 20ha 以上（自然公園法等の特別地域※は 10ha）、準対象事業としての簡易的環境アセスメントの規模要件は 10ha 以上（自然公園法等の特別地域※は 5 ha）と規定している。

※特別地域とは、国立公園、国定公園、三重県立自然公園の区域のうち特別地域及び海城公園地区、又は三重県自然環境保全地域のうち特別地区をいう。

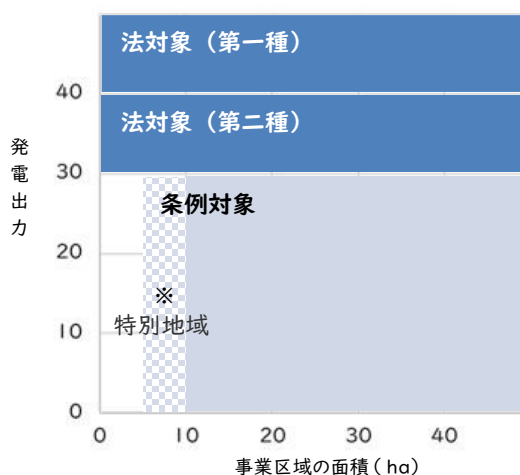


図 8 太陽光発電施設の設置に係る法・条例の対象規模

＜現行の条例適用範囲＞
県内全域：10ha 以上 自然公園等の特別地域：5ha 以上

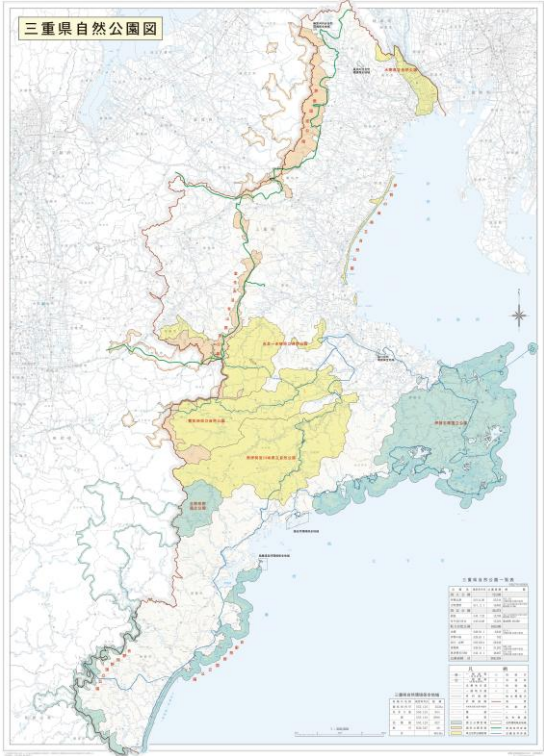


図9 県内の国立公園、国定公園、三重県立自然公園

(2) 太陽光発電事業についての環境影響評価の実施状況等

- 太陽光発電施設の設置について、現行では、一定規模以上の区域内において土地の造成を行う場合には、「宅地その他の用地の造成事業」として条例の対象としている。
- 県内の太陽光発電施設において、事業区域の面積が 10ha 以上となる事業数は 41 件ある。そのうち一定の出力規模以上を有する又は造成を伴う事業で、法又は条例に基づき環境アセスメントを実施した件数は 11 件※。

※平成 28 年度以降、事業（施行）区域 10ha 以上が条例対象。令和 2 年度以降、発電出力 3 万 kW 以上が法対象。

表5 県内の太陽光発電施設のうち環境アセスメントの実施件数※

	事業数	アセス 実施件数
10ha以上	41	法対象 1 条例対象 10

- ・ その中には、ゴルフ場跡地を利用した事例もあり、造成を伴わない太陽光発電施設の設置が行われている。
- ・ ゴルフ場跡地を利用した事業数の割合は32%であり、面積割合で見ると55%を占める。

表6 県内の太陽光発電施設のうちゴルフ場跡地利用事業数※

	事業数	ゴルフ場跡地	割合(%)
10ha以上	41	13	32

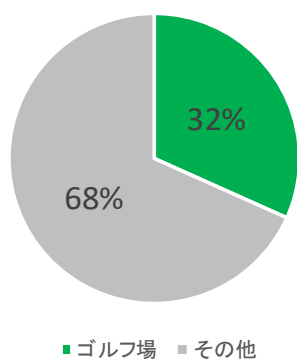


図10 県内の太陽光発電施設のうちゴルフ場跡地利用件数の割合※

※資源エネルギー庁 事業計画認定情報 公表用ウェブサイトを基に県独自に調査のうえ作成